

様式10（会派用）

行政視察(研修)報告書

令和 7 年 8 月 11 日

南魚沼市議会議長 様

会 派 名 南魚みらいクラブ

代表者名 吉田 光利

下記のとおり、視察（研修）が終了したので報告します。

視察（研修） 参加議員名	清塚武敏議長・関常幸・黒滝松男・小澤実・桑原圭美・塩川裕紀・目黒哲也
期 間	(1) 令和7年7月22日（火）14時00分～16時00分 (2) 令和7年7月23日（水）9時15分～11時15分 (3) 令和7年7月23日（水）15時15分～17時00分 (4) 令和7年7月24日（木）10時30分～12時30分
視察(研修)先	(1) 令和7年7月22日(火) 福岡県糟屋郡久山町 (2) 令和7年7月23日(水) 福岡県糸島市 (3) 令和7年7月23日(水) 長崎県対馬市 (4) 令和7年7月24日(木) 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町
視察（研修） 事 項	(1) 久山町「健康を軸に国土・人間・社会を重視したまちづくりについて」 (2) 糸島市「副業プロ人材の活用について」 (3) 対馬市「外国人による土地家屋等の取得実態について」 (4) 吉野ヶ里町「松隈小水力発電所について（現地視察を含む）」
視察（研修） 先 面 会 者	(1) 久山町 町長 西村 勝 様 議会議長 只松 秀喜 様 議会事務局長 篠原 正継 様 議会事務局課長補佐 ■■■■■ 様 (2) 糸島市 議会議長 土肥 英雄 様 経済振興部 商工振興課 商工労働係長 ■■■■■ 様 経済振興部 商工振興課 商工労働係 主査 ■■■■■ 様 経済振興部 商工振興課 商工労働係 主幹 ■■■■■ 様 (3) 対馬市 総務部 総務課長 犬東 幸吉 様 議会事務局 書記 ■■■■■ 様 (4) 吉野ヶ里町 松隈地域づくり(株) 代表取締役 多良 正裕 様
概要及び所見	別紙

南魚みらいクラブ行政視察報告書

令和 7 年 8 月 11 日

南魚沼市議会議長 清塚 武敏 様

南魚みらいクラブ
幹事長 目黒 哲也

下記の通り、視察が終了したので報告します。

■視察参加議員名 7名出席（欠席 吉田光利）

清塚武敏議長・関常幸・黒滝松男・小澤実・桑原圭美・塩川裕紀・目黒哲也

■期 間

- (1) 令和 7 年 7 月 22 日（火）14 時 00 分～16 時 00 分
- (2) 令和 7 年 7 月 23 日（水）9 時 15 分～11 時 15 分
- (3) 令和 7 年 7 月 23 日（水）15 時 15 分～17 時 00 分
- (4) 令和 7 年 7 月 24 日（木）10 時 30 分～12 時 30 分

■視察先

- (1) 令和 7 年 7 月 22 日（火）福岡県糟屋郡久山町
- (2) 令和 7 年 7 月 23 日（水）福岡県糸島市
- (3) 令和 7 年 7 月 23 日（水）長崎県対馬市
- (4) 令和 7 年 7 月 24 日（木）佐賀県神埼郡吉野ヶ里町

■視察事項

- (1) 久山町「健康を軸に国土・人間・社会を重視したまちづくりについて」
- (2) 糸島市「副業プロ人材の活用について」
- (3) 対馬市「外国人による土地家屋等の取得実態について」
- (4) 吉野ヶ里町「松隈小水力発電所について（現地視察を含む）」

■視察先面会者

- (1) 久山町 町長 西村 勝 様
議会議長 只松 秀喜 様
議会事務局長 篠原 正継 様
議会事務局課長補佐 [REDACTED] 様

- (2) 糸島市 議会議長 土肥 英雄 様
経済振興部 商工振興課 商工労働係長 [REDACTED] 様
経済振興部 商工振興課 商工労働係 主査 [REDACTED] 様
経済振興部 商工振興課 商工労働係 主幹 [REDACTED] 様

- (3) 対馬市 総務部 総務課長 犬束 幸吉 様
議会事務局 書記 [REDACTED] 様

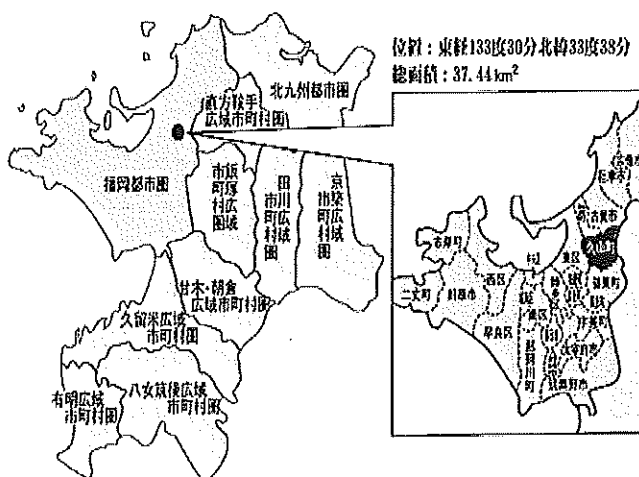
- (4) 吉野ヶ里町 松隈地域づくり(株) 代表取締役 多良 正裕 様

■概要及び所見

視察（１）福岡県久山町

報告書作成者 目黒 哲也

1. 久山町の概要



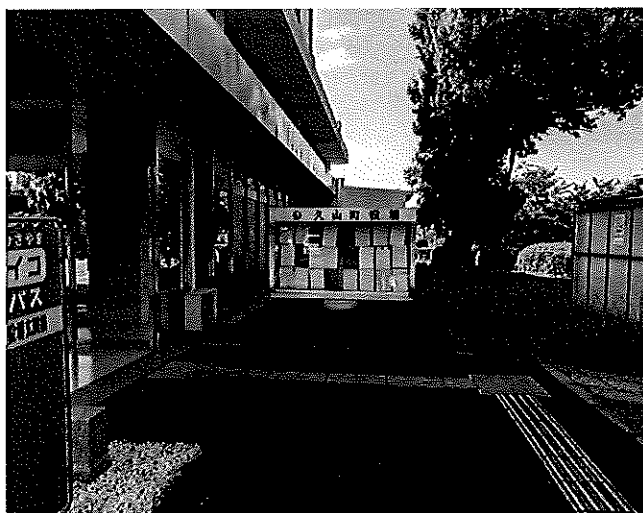
東に犬鳴山地を背負い、西の方はるかに博多湾を望む久山町は、南北に連なる糟屋地区 1 市 7 町のほぼ中央に位置し、人口 160 万都市の福岡市に隣接しながらも、豊かな自然、地域に息づく歴史と文化、人々のつながりが残る町。

総面積 37.44 平方キロメートル余で、古賀市・篠栗町に次ぐ糟屋地区第 3 位の広さを誇る町であるが、町土の 3 分の 2 は山林。まちの 97% を市街化調整区域にすることで美しい自然

や歴史遺産、伝統文化を守ってきた。

人口は、9,364 人(R7.6.30 時点)、世帯数 3,905 世帯。

久山町は、日本全体が経済優先で進んでいた時代からずっと「豊かに暮らす」ことを大切に「国土・社会・人間の健康づくり」を基本理念とした、個性豊かなまちづくりを進めてきた。さらに発展させていくために、心の豊かさや自立、暮らしの安心、家族・地域の絆を重視することで、今まで以上に「健康」であることを真に実感できるまちへ深化させていくことを目指している。



人口や経済規模の大小が豊かさを測る「ものさし」ではなくなってきた現在、「新国富指標 持続可能な豊かさ」では福岡県第 1 位となるなど、SDGs を先取りした町としても評価されている。また「人口増減率ランキング 2017 年」福岡県第 1 位と小さいまちでありながら強みを生かした「国土・人間・社会」の 3 つの健康づくりによる「健康」を真に実感できるまちづくりの成果である。

2. 視察 「健康を軸に国土・人間・社会を重視したまちづくりについて」

① 「小さな町の大きな挑戦」 ゴールは未来！未来社会に夢・希望を届ける！



説明者：久山町長 西村勝氏

久山町が誕生したのは1956年のこと、以来町長は代々久山町の地元町民が務めてきた。しかし、西村氏はそうではない。生まれこそ久山町であるものの、父親は町外から転入してきた、町にとってはいわゆる「よそ者」だった。

西村氏は久山町で生まれ育ち、1992年に久山町役場に入庁した。2017年にはBBT大学大学院を修了し、MBAを取得。地方行政と経営を両方学んだ西村氏が選挙で勝利をおさめ、第6代久山町長になったのは2020年。投票率は63.7%で多くの若者たちにも支持された。

【将来像】安心・元気な「健康が薫る郷」の実現 ～みんなで創り、みんなで発信～

久山町のもつ豊かさを象徴する「人が元気」・「安心とやさしさ」・「ふるさとの快適さ」の3つを住み良いまちの魅力として、さらに高め、町全体が健康的な風土を感じさせる「健康が薫る郷」を目指す。

また将来像の実現に向けて、これまでのまちづくりで培った資源を活かし、本町に関わるみんなの力で本町魅力を高め、幅広く発信し、本町に愛着・関心をもつ人を増やしていく。

人が元気：「健診」から「健康づくり」へ健康増進活動の充実

ふれあい・学びによる自立する町民を育てる「健康な心づくり」

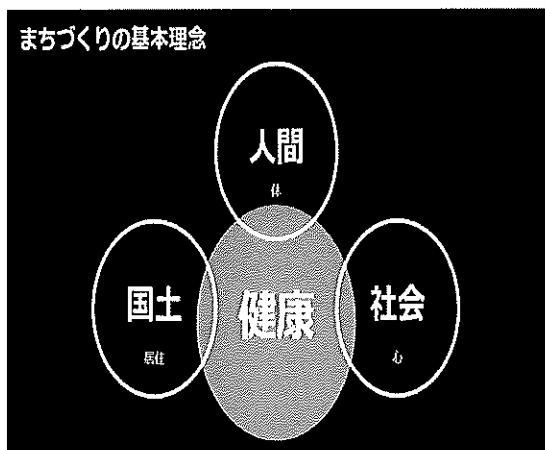
安心とやさしさ：福祉・医療の充実による安心な暮らし

子ども・お年寄りを支える地域の絆づくり

ふるさとの快適さ：「自然や農村の豊かさ」を享受できる暮らし

ふるさとの良さと調和した安全・快適な生活環境

②まちづくりの基本理念



●国土の健康

久山町は約60年、『健康』を軸に『国土』『人間』『社会』を重視したまちづくりを行ってきた。例えば、2代目町長の小早川新（こばやかわあらた）氏は当時の田中角栄首相が提唱していた『日本列島改造論』に異議を唱えた。

日本中の自治体が開発と人口増を推し進める中、全町域3,744ヘクタールを都市計画区域として定め、その中の約97%を市街化調整区域に指定し、無秩序な開発を抑制した。2020年、第6代久山町長になった西村町長も、これま

での久山町が築いてきた価値を承継しつつも、選んでくれた人々の思いを大切にしなければという強い責任を感じたという。

ただの現状維持ではない。一方で充実した住民サービスを提供するために財源として、久山町都市計画マスタープランに基づいて幹線道路沿いには、工場や商業施設などの建設を認め、日本で最初にアメリカ大型量販店「コストコ」の誘致にも成功。明確な都市計画によって「国土の健康」を守ってきた。

学校や施設をつくるのは金さえかけときやできるんですから。でも山河というものは一朝一夕にできるものではない。



「国土・社会・人間の健康」を提唱
小早川 新
元久山町長

久山町は、国土・社会・人間の健康を提唱する。国土の健康とは、国土の自然環境、社会環境、人間環境のバランスをとり、国土の健康を維持することである。久山町は、国土の健康を維持するために、国土の自然環境、社会環境、人間環境のバランスをとり、国土の健康を維持することである。

●社会の健康

- ・ 道徳教育の推進：ここにしかない教育で元気な心と未来を育む

「社会の健康」を守るために、町民の人間性、社会性を育む道徳教育をまちづくりの大きな柱とする。学校・行政・地域が一体となって、まち全体で「活かす力こそ生きる力」を柱に独自の道徳教育を40年以上に渡って推進している。

- ・ 地域の文化・行事・運動会

まちに息づいているのは、古くから大切にされてきた伝統文化や自然。人々の想いが育んできた宝が、次世代へと受け継がれている。

「上久原白山神社獅子舞」毎年、年越しに合わせて舞われる獅子舞。昭和2年に作られた獅子頭に由来しているといわれ、昭和57年から続いている。

「中久原祇園祭」須賀神社で行われる夏の風物詩である伝統行事。

「上山田盆綱引き」お盆の8月15日に地域内の路上を使って約30mの綱を大人も子どもと一緒に引き合う綱引き大会。

「下山田五穀神社奉納相撲大会」五穀神への奉納として明治中期から始まった行事。相撲大会の後には、青年たちが1歳未満の男の子を抱いて土俵入りし、健全な成長を祈願する。

- ・ まちの宝・国指定史跡「首羅山遺跡」を活用した学習

歴史は子どもたちにとって、自分との関係が薄く、かけ離れた事象という認識を持っているもの。興味を持つのが難しく、暗記強化になりがちである。

しかし自分が暮らすまちの歴史がここに加わってくると身近に感じられるようになり、興味が湧いてくる。

そこで首羅山遺跡を教材とした歴史学習を実施。平成20年からはより深化した学習内容を行っており、毎年異なる様々な取組を行っている。その学習の取組は、2014年の博報賞・文化科学大臣奨励賞を受賞。

遺跡の重要性や活用法を多くの町民に発信する役割を担っただけでなく、首羅山遺跡を

通して、ふるさとを知り、ふるさとを愛する心を育成している。

積極的な取組の数々が、まちの大切な文化財をより輝かせている。

・英語教育 グローバル人材育成事業「みらいパスポート」

子どもたちの未来を見据え、一人ひとりがグローバルな人材としての資質・能力を身につけるための事業を展開。留学費用の補助など、行政と企業が共同で、子どもたちの英語教育を支援。さらに町全体の国際理解を高める取組も行っている。

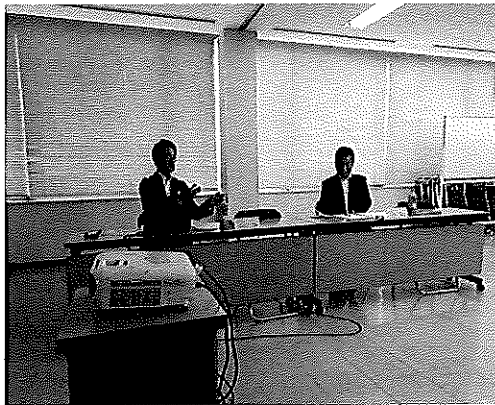
○まちによる ALT の雇用：町独自で雇用した ALT による独自の英語活動・英語教育

○体験的英語活動・教育：豊かな自然や文化財など環境を活用した教育展開

○学習塾との連携：中学生の希望者に対し、無料の放課後英語学習の開催

○海外語学留学の支援：高校生・大学生の希望者に対し、留学費用の一部補助

●人間の健康



「人間の健康」については、九州大学・行政・開業医が連携して 60 年以上に渡り積み上げられてきた健康診断のデータをもとに生活習慣病の原因を分析し、その知見を町民に還元する『ひさやま方式』を確立してきた。ひさやま方式は追跡調査と剖検データをもとにした独自の健康管理方式。また、長期間におよぶ膨大な疫学情報のデータベースは、疫学研究における世界に類を見ない高い精度であり、貴重な医学上の資産として注目されている。

・40 歳以上の町民全員に人間ドックレベルの健診

1961 年に久山町と大学の連携のもとで始まった町の成人病検診は、現在でも生活習慣病予防健診として継続されている。5 年に 1 度の一斉健診では 40 歳以上の町民の 70% 以上の方が受診されている。人間ドックレベルの手厚い健診は、その日のうちに検査結果が出るのが特長で、医師による詳しい診察・結果説明とともに保健師や管理栄養士による生活のアドバイスも行われる。

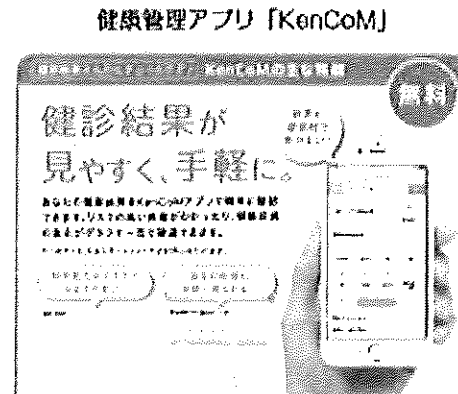
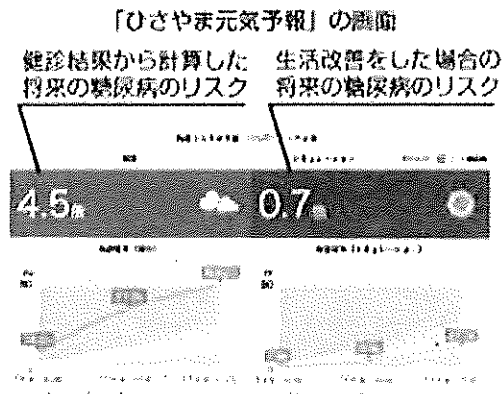
・ひさやま方式：大学との連携で生まれた健康づくり

久山町ヘルス C&C センターには九州大学久山町研究室の医師が常駐して町民の健康・医療相談を受けている。町民を中心に町役場と大学および町内の開業医が連携し、健診事業と久山町研究を町民の健康に役立てていくシステムは「ひさやま方式」と呼ばれ、世界から注目を集めている。このひさやま方式によって、3 大死因である心疾患・脳卒中・がんを含む全ての死亡率が全国より 10～20 年先行して低下しており、50 年以上にわたるこの取組は確実に成果をあげている。

・健康状態の見える化で安心して暮らせるまちに

生活習慣病予防健診のメリットは、早期発見・早期治療だけではない。健診内容は自分の身体・生活を知ることができることに重点を置いており、受診することで健康状態の「見える化」を実現している。また平成 30 年度から自分で健康管理ができる、ひさやま元気予報

アプリ「KenCoM」を町民に提供し、セルフケアにより健康のレベルアップと予防に役立てている。



③新国富指標 「持続可能な豊かさ」

～行政サービスは「無料＝最適解」ではない～

～解決すべき課題や住民負担も「指標」から見えてくる～

新国富指標とは、GDPを補完する新たな価値として2012年に国連が発表した指標で、「現在を生きる我々、そして将来の世代が得るであろう福祉（ウェルビーイング）を生み出す、社会が保有する富の金銭的価値」を数値化したもの。

この観点は、長い時間をかけ、将来を見据えながらまちづくりを行ってきた久山町のスタンスとぴったりと合致する。

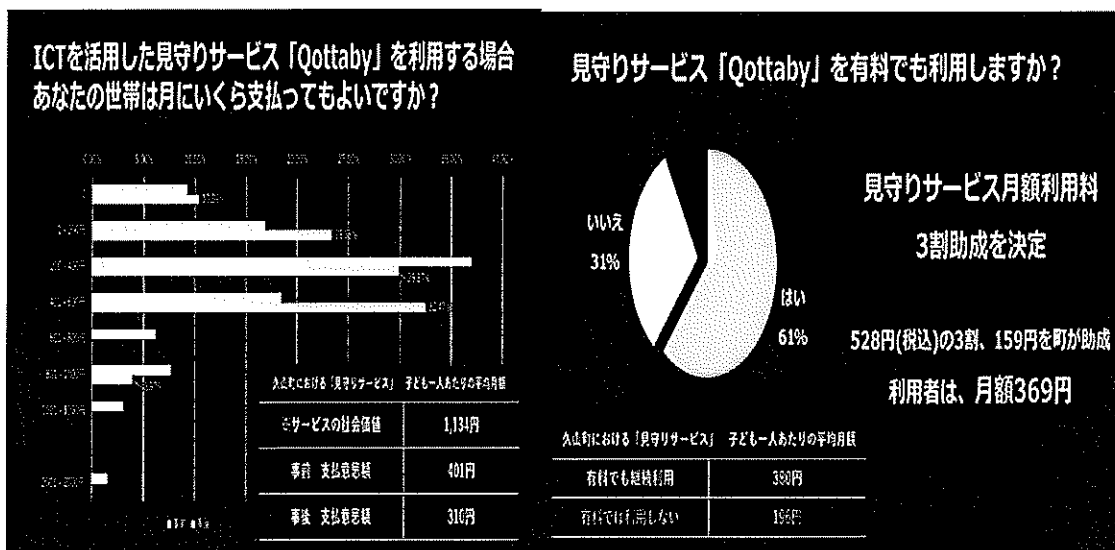
九州大学都市研究センターと連携して、新国富指標を活用したまちづくりを始めたのは2017年のこと。同年、住民アンケートを実施して町が持っている富を評価し、それを次年度の一般会計予算に一部反映した。それにより、町民が町のどの課題を解決したいと思っているのか、またその課題を解決するためにどのくらいのお金を支払う意思があるのか知ることができた。

・地域の安心安全 「Qottaby」

新国富指標導入後の代表的な施策として「Qottaby」がある。これは見守り端末を持ち歩く子どもがいつ、どこにいるかを記録し、保護者に通知するサービス。事前のアンケートで町民が『地域の安心や安全を守るための防犯施設・設備』に関心をもっており、特に「登校・下校」が心配という回答が多数を占めていたためにサービスを導入した。さらに深掘りして、「このサービスを利用する場合、あなたの世帯は月にいくら支払ってもよいですか？」と尋ねたところ、実証試験の前では401円、事後は310円という結果が出た。そこで最終的に町が3割を助成し、利用者は月額369円支払うことで導入を決めた。

西村町長曰く「多くの自治体は住民の多数のニーズに対応してサービスの導入を決め、受益者が利用料を支払うことはないかもしれない。『Qottaby』も無料であれば、もっと利用者は増えるかもしれない。しかし、使用しない人も住民。住民が必要に応じて自ら資本を提供しなければ、自治とは言えないのではない。大切なのは、行政が何でもかんでもしてあげるのではなく、みんなで考え、みんなで実現する、行政と住民が役割分担をすることだと考

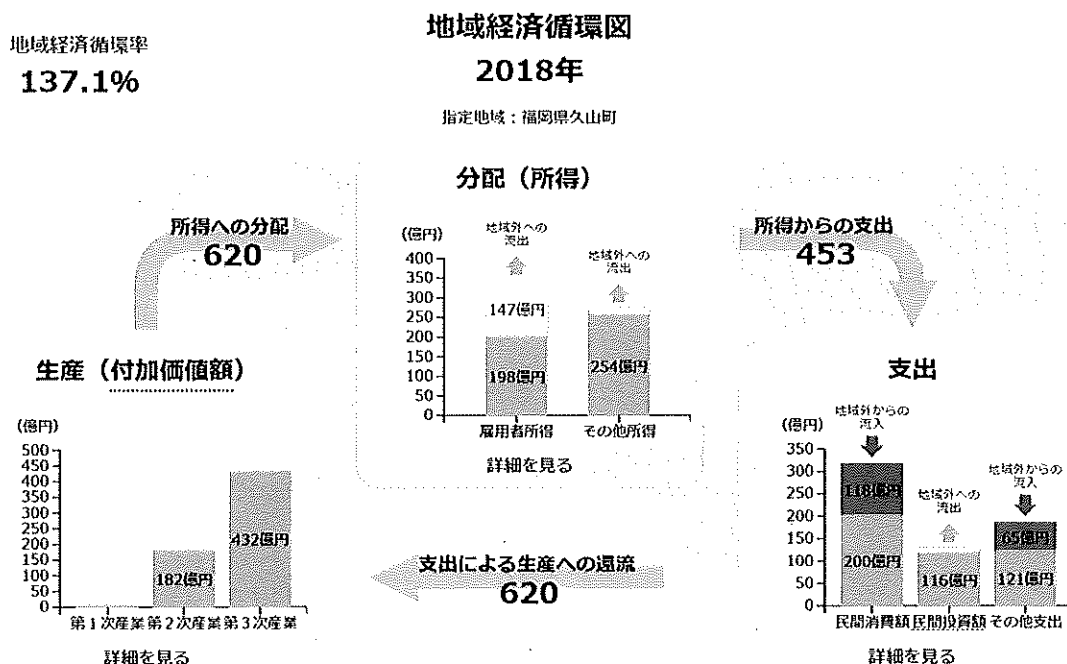
えている」



④稼ぐ力

全体的には、企業が生み出した利益を少ない住民に還元している構図。幹線道路沿いには、物流関連の会社や工場が立ち並んでおり、住民の絶対数に対して企業の利益が大きいのが功を奏していると言える。また、会社員をしながら農業に従事している町民も多いため、稼ぎ口が広い分、町の『稼ぐ力』に繋がっていると考えられる。

もっと企業を誘致して税収を上げることはできる。ただ、これから大切なのは、久山町民が『ウェルビーイング』を実感できるように行政の側が『絵を描いて』、経済資本よりも自然資本や健康や教育などの人的資本に注力することが重要である。



・料理教室「Dining & Workshop」

人的資本に対するアプローチとしては、久山町が主催の料理教室「Dining & Workshop」などが挙げられる。同教室は、町が健診事業を展開する久山町ヘルス C&C センター内に開設したひさやま健康ライブラリーで実施されており、食の観点から楽しく日々の健康について学ぶことができる。

・ひさやまてらこや+

教育を学校だけに任せるのではなく、外部から専門家を招いて、子どもたちが生きる力を育めるようなデザイン思考を取り入れた「ひさやまてらこや+」というプログラムも提供している。

さらに、中学生が自ら3年かけて、考え、アイディアを出し合って作り上げる「中学校図書館リニューアルプロジェクト」にも取り組んでいる。一般的には1年間でスピーディーに実施する方が受け入れられやすいとも考えられるが、より多くの中学生が関わることで、成功体験を味わってもらい、郷土愛や学校に対する関心を深めてほしいと思い、あえて手間をかけているという。

中学生がつくる、「新たな学校図書館」

ー 身近な環境の役割を考え、デザインする



フィンランドの「まちのリビングルーム」

世界幸福度ランキング1位の国、フィンランドに2018年に完成した図書館。
2019年国家図書館評盟による「2019年の公共図書館」に選出された
「世界一の図書館」である。



・みんなの楽しい公園

多くの自治体で公園の遊具の撤去が相次いでいるが、久山町では起こりうるリスクをみんな考えて、『みんなの楽しい公園』を作り上げる試みもある。一緒に考えることで、社会と地域がつながるし、公園づくりを通じて幅広い世代が集まれる「場」を創造するのが重要な目的の一つである。

・全国初宣言「カーボンネガティブ&ネイチャーポジティブ」



2022年3月からは、「カーボンネガティブ&ネイチャーポジティブ」を宣言。単に森林面積や耕地面積を増やすことだけでなく、生産と消費、そして担い手育成や消費価値観を醸成するまでの一連の仕組みづくりに向けていく取り組みが評価されており、西部ガスや新出光不動産、嘉穂無線ホールディングスなどの企業とも提携

し、「先導的グリーンインフラモデル」の構築を目指している。

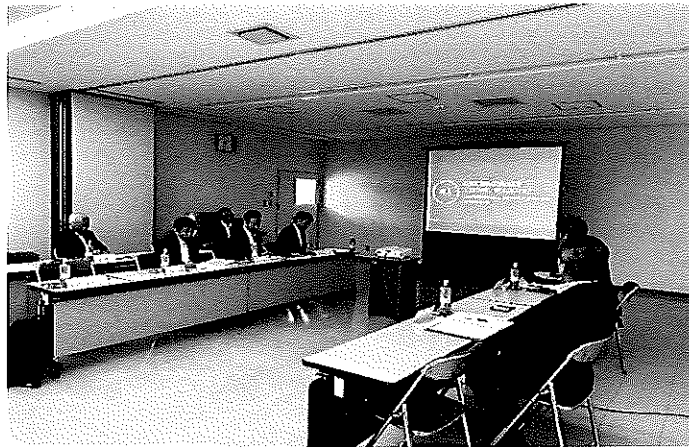
これから力を入れるべきなのは間違いなく農林業。久山町で作った農産物や木材をブランド化して町外に出すことではなく、自分たちで作ったものは自分たちで消費し、域内で経済を循環させることを徹底することが必要だと考えている。

⑤質疑 一部抜粋

Q:地域で道德教育が進められてきた要因は。

A:地域で山を守り、地域で農地を守り、地域で自然を守ってきた中で地域コミュニティが強固になっているから進められてきた。また道德教育だけでは進まない。核家庭的に楽しくないと続かない。核家族が増えてきているので、今まで通りの進め方ではいけないと

考えている。人とのつながりと自然体験から郷土愛を育み、人口をコンパクトに、まちもコンパクトを目指していく。



Q:職員の育成はどうしているのか。

A:職員個々が町長の目指すべき姿を自分事として捉えている。何をやるべきなのか。何を進めていくべきか。常に考えて業務を行っている。

また職員研修は民間並みに予算をかけている。特に話し方研修を重要視している。話すことは本人の考え方であり、話すことは伝える力である。職員内でスピーチコンテストも実施している。伝える力をつけることは自分を豊かにすることにつながっていくもの。人材育成は永遠のテーマである。

Q:未来デザイン協議会の目指すところは。

A:国土交通省の「先導的グリーンインフラモデル形成支援」の重点支援団体に採択されたことを契機に、産学官民が連携した生産と消費、人づくりが循環し、さらにはその成果が人々のウェルビーイングの向上や健康づくりに寄与する一連の仕組みを先導的グリーンインフラモデルとして構築するため、国土交通省の助言と併せて提言等を行うことによりブランド化を図っていく。

計画を一から作っていくことは、企業にとって興味をひいている。よってパートナー企業は全て手弁当で参加している。10年位かけてじっくりと構想を練っていく考え。持続性を高めるには時間をかけることが重要である。小さい町だから、升では勝てないので仕組みで勝負していく。

Q:約97%を市街化調整区域に指定することで経済成長にマイナスにならなかったのか。

A:企業をやみくもに増やすことはしない。企業から多くのアプローチがあったが、全てオッケーはしてこなかった。都市化し過ぎず、不便過ぎず、自然・社会・人の豊かさを最も大事にする。それがフィルターとなっている。市街化調整区域を決めたから未来図がかける。自信を持って政策を展開出来ている。

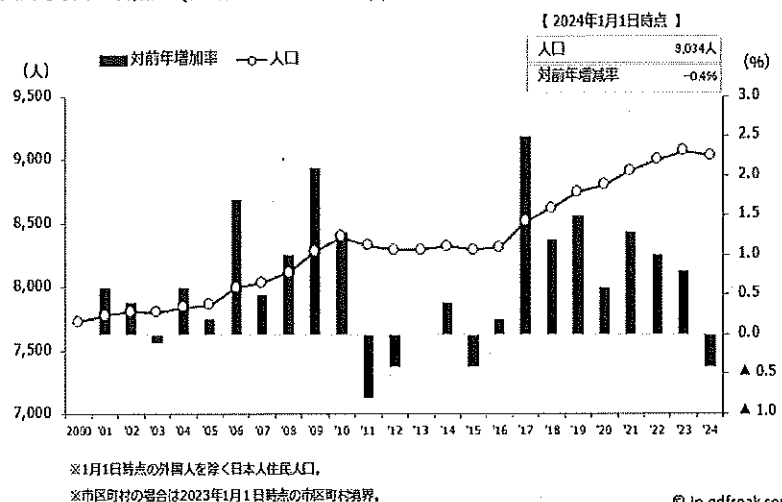
Q:これまで公立病院を建てる計画はなかったのか。

A:全くなかった。九州大学病院が近隣にあるため、そこがかかりつけ医となっている。病院はまちにあった方が良いが未来をみたら必要ないと思っている。

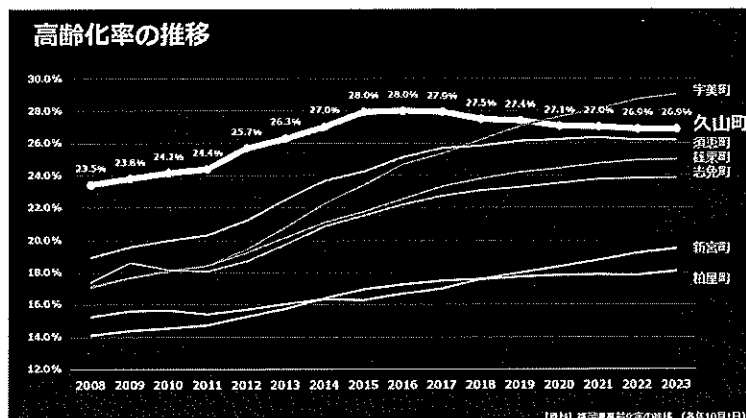
⑥所感

住みたい街ランキングには載らない、世界が注目する「幸せな町」久山町は、九州の玄関口である博多駅や福岡空港から車で30分のアクセスができる。人口約160万人の福岡市に隣接しながらも、全町域の97%を市街化調整区域とすることで大都市とは一線を画し、豊かな自然と田園風景を守り続けている。その結

久山町の人口の推移（住民基本台帳ベース、日本人住民）



果、各市町村が年を追うごとに軒並み人口減少している中、人口は増加しており、また高齢化率も上がっているのに対し、久山町は2016年をピークに下がり始めている。合わせて出生率も1.67と比較的高い水準にある。加えて人口一人当たりの市町村民所得については、直近10年にわたり福岡県内5位以内と高水準を維持し続けている。視察を通し、自治体は、自分のまちの様々な数値しかみていないから全国的に似たような政策になってきているん



だと感じた。数値だけでなく、住民中心の考え、豊かさから捉えれば、それぞれの自治体の個性にあった独自の政策が生まれてくるはずであると思った。とにかく方法論ばかりに注目しがちだ。ブランディングやマーケティングの専門家やコンサルタントの提言に基づく「まちづくり」はとても洗練されているように見える。

しかし、そのまちの歴史を知らず、そこに住んだことがなければ、10年後、50年後、100年後を見据えたまちづくりが本当にできるのだろうかとも思う。

当市ももっと住民を巻き込み市民層参画のまちづくりを目指すべきでないかと感じた。

久山町が展開している新国富指標に基づく住民自治は、GDPだけで測れない住民の豊かさを重要視している。人口約9,000人の久山町だから可能なのかもしれない。さらに、久山町は8つの集落に分かれており、町

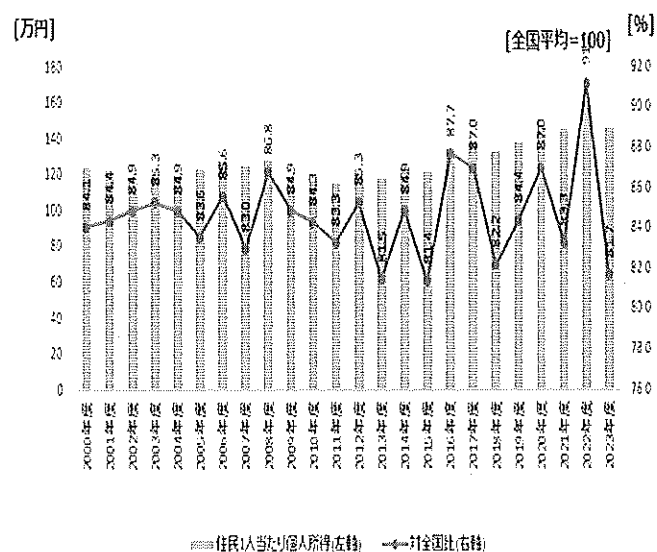
長を含め行政と連携が取りやすいし、お互いのコミュニケーションもしやすく、一枚岩になることができる。規模感とつながりはセットなのかもしれないと感じた。当市も12の地域づくり協議会がある。目指すべき方向性を住民と話し合い、もっと連携を強くしていく必要性を感じた。行政が決めたことを落とすのではなく、時間をかけて検討することも大事であると思った。

久山町の「幸福なまちづくり」は、「何をするか」手っ取り早く答えを出そうとするのではなく、住民が幸せを実感できるようにはどうすれば良いかを考え、長い時間と手間をかけて「だれが」、「どのように」まちづくりをするかを迫及してきた結果が久山町の高い地域経済循環率や「稼ぐ力」、人口減少の抑制につながっているのではないだろうか。

久山町の地域経済の自立度を示す地域経済循環率は137.1%（2018年）であり、「稼ぐ力」が非常に高いのが特徴だ。しかし町政の指針としては「今以上の稼ぎを望まない」という。経済は大事であるが、もっと大切にすべきなのは自然資本と人的資本であることを再確認できた。

未来に向けて、未来暮らしビレッジ構想や環境みらいの森、農業DXやバイオ炭活用、地元産木材の活用等々、次から次へと構想があるが、全て豊かさと高い持続性という理念をぶ

久山町の住民1人当たり個人所得の推移



らさない。そして実現するためのプロセスに時間をかけることの大切さを教えてくれた気がした。

結びに西村町長の言葉が胸に響いたので紹介する。

「幸福なまちとは、世代関係なしにみんなが夢や希望を語れるまちです。夢や希望を語るためには健康や福祉、教育などの資本が一定レベルに達して、住民が実感していなければなりません。そんなまちで育った子どもたちは自信を持って世界に飛び出し、夢を実現するためにどんどんチャレンジしていけるはずです。」



【久山町議場にて】

以上。

報告書作成者 目黒哲也

視察（２） 福岡県糸島市

報告書作成者 桑原圭美

1.糸島市概要

市名は、魏志倭人伝に記される「伊都国」に由来し、多くの遺跡や古墳が点在する。江戸時代に多くの水田が作られ、経済的には宿場町として栄えた。明治時代まで 80 余の村が存在したが、平成 22 年に前原市、二丈町、志摩町が合併し、現在の糸島市となる。市名に島がつくが、島ではなく福岡市に隣接したベッドタウンとして発展。九州大学伊都キャンパスが移転するなど人口が増加し、今後も経済成長が見込まれている。南魚沼市からは 1,155.4 km 離れている。

2.視察 「副業プロ人材の活用について」



糸島市の課題

- 施策 1 経営基盤強化
- 施策 2 人材確保
- 施策 3 創業・事業継承
- 施策 4 災害緊急時対策
- 施策 5 企業間連携

これらの課題を解決するため、中小企業振興基本条例を令和 2 年に策定し、中小企業振興に繋がる新たな施策等の提言・実施を行うこととした。

糸島市の最重要課題は「人材確保」

- 今後、生産年齢人口の減少が深刻化する
- 市内事業者の 91.5%が 20 人以下の事業所であり、県内でも小規模事業者の割合が多い
- 経営者が何役も担うケースが多く、業務の多忙化により成長のチャンスを喪失している
- 人手不足であるが、募集しても集まらない
- 人手不足による一時的な閉店が見られる

以上の課題を解決するため、副業プロ人材(専門家)を活用することを検討
時間や場所にとらわれない「スポットワーク」に着目

株式会社タイミーと連携協定を締結

協定名

「スポットワークを通じた人材確保に関する協定」

協定日 令和 6 年 6 月 13 日

協定項目

- (1) 市内事業者の人材確保及び雇用創出に関すること
- (2) 多様な働き方の推進に関すること

- (3)産業振興に関すること
- (4)関係人口の創出に関すること
- (5)双方の事業のPRに関すること
- (6)その他、本協定の目的に沿うこと

タイミーと自治体の連携は西日本では初の事例 国内6例目

厚生労働省

「働き方改革実行計画」

国が率先して「副業」を推進する時代へ

副業プロ人材を活用した課題解決のための伴走支援事業

事業概要と目的

○市内事業者の課題やプロジェクト等を、専門的な知見・経験を持つ副業プロ人材と結び付け、市内事業者の課題解決や発展を支援する。

○成功事例を創り、副業プロ人材の有用性を市内に浸透させ、商工業者に「副業プロ人材活用」の文化を醸成する。

株式会社カルピンと副業プロ人材を活用した伴走支援業務委託契約を締結

令和6年7月1日

長期総合計画 重点課題プロジェクト

経済活性化「稼ぐ」への取り組み

「糸島しごと」のブランド化プロジェクト

副業人材を活用した伴走支援事業



取組の成果

まだ始まったばかりの事業であり、現状の成果の把握状況だけでは評価しにくい部分がある。しかしながら、副業プロ人材

を活用した企業は、求人に対する多くの応募があり、欲しい人材の確保につなげていた。

また、自社ブランド海外展開を検討している企業は、プロ人材とマッチングして台湾進出を目標に動き始めている。

伴走支援が終了したのは、「糸島市経営強化専門家活用補助金」や商工会の支援のもと、企業活動を継続する。

まとめとして、市は

副業プロ人材との出会いは、単なる支援ではなく、商工業者に「変わる力」をもたらせる。

そのきっかけとなる地盤をこの期間で構築するため、市は取り組みを広く周知し、認知を向上させていく。

としている。

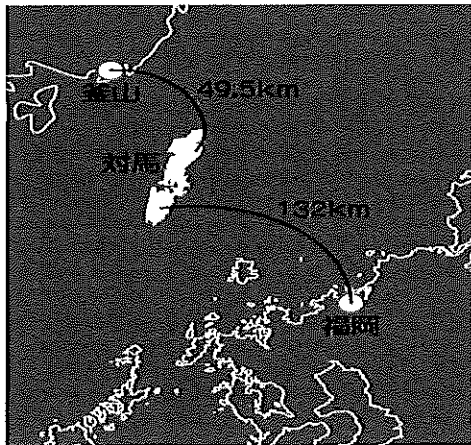
以上

報告書作成者 桑原圭美

視察（３）長崎県対馬市

報告書作成者 目黒哲也

1. 対馬市概要



九州の最北端に位置し、南北 82 キロメートル、東西 18 キロメートルと細長く、海岸線は 915 キロメートル、標高 500 メートル前後の山々からなる島であり、福岡までは、海路 138 キロメートル、釜山まではわずか 49.5 キロメートルである。

対馬は 89 パーセントが山林で占められており、雄大で美しい自然に覆われている。中央部の浅茅湾は複雑に入り組んだリアス式海岸であり、美しい景観を楽しむマリンレジャーや真珠・マグロ等の養殖業を支えている。

対馬市の産業は周囲に広がる豊富な漁場と高大な山々によって支えられ、発展してきた。国内でも有数の水揚げ高を誇る水産業、豊富な森林資源を活用した製材やしいたけの生産を中心とする林業、そして地の利を生かした観光業が主要な産業である。

アナゴは、日本一の水揚げ量を誇る。対馬のひのき材（対州桧）は材質が硬く、心材は淡いピンク色をして、香りが高いのが特徴。また、しいたけは、長崎県内生産量の 99% を対馬が占めている。

対馬の農地は陸地の 1. 3% だが、米づくりに加え“対州そば”の栽培も盛ん。近年では、ヤマネコと共生する農業を目指して減農薬や有機農法による米づくりが行われ、佐護ツシマヤマネコ米としてブランド化されている。

令和 7 年 5 月末現在の人口は、26,699 人、世帯数は 14,510 世帯。



【 ↑ 対馬市の観光 PR が面白い！ 】

2. 視察「外国人による土地家屋の取得実態について」

①外国人の土地所有に関する過去の報道等

●平成 20 年 4 月

特集「対馬が危ない」週刊新潮掲載

●平成 20 年 10 月

- ・「対馬が危ない」産経新聞連載
- ・対馬の「韓国化」を阻止せよ
(祖国と青年 20 年 10 月号)
- ・国境の島対馬が危ない
(日本の息吹 10 月号日本会議
地方議員連盟)



●平成 20 年 11 月

外国資本買い占め規制
産経新聞掲載

●平成 20 年 12 月

超党派国会議員対馬視察 13 名

●平成 21 年 1 月

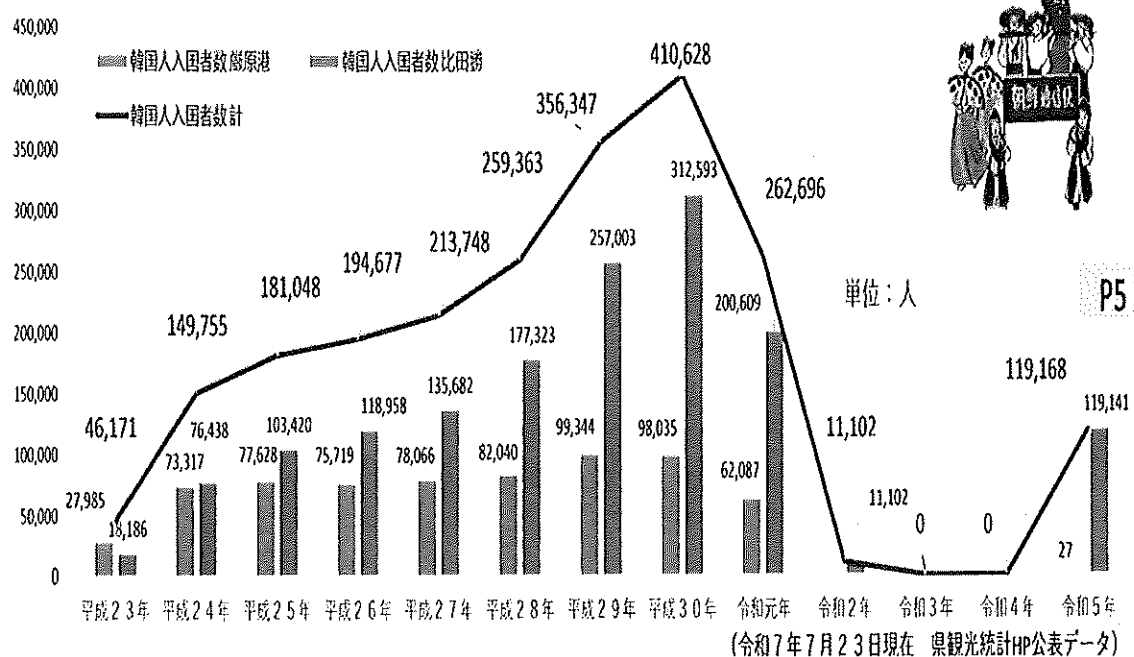
- ・自民党総研対馬視察
- ・衆議院調査局外務調査室対馬視察

●平成 21 年 6 月

「防人の島新法制定へたたき台」
産経新聞掲載

以上の一連報道の時期に、全国放送のテレビ放映があり、全国自治体からの行政視察で対馬に来島され、国境の島「対馬」が一躍注目の的となった。

②対馬市における韓国人入込客数の推移



●急成長期（平成 23 年～平成 30 年）

平成 23 年 46,171 人から年々増加し、平成 30 年にはピークとなる 410,628 人を記録。
この期間は国際路線の充実、韓国側旅行社によるプロモーション等が相まって対馬が韓
国人観光客にとって魅力的な旅行先として確立。
平成 30 年はオーバーツーリズムであった。その時期に人口約 3 万人の島に約 40 万人に
韓国人が来島したため島が乗っ取られるのではないかという危機が報じられた。

●激減期

令和元年 262,696 人と大幅に減少。これは令和元年 7 月の日本政府による半導体材料の
韓国への輸出規制強化等をきっかけとした日韓関係の悪化が原因と考えられる。令和 2 年
以降は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による渡航制限によってさらに激減し、
令和 3 年・4 年は記録上 0 人となった。

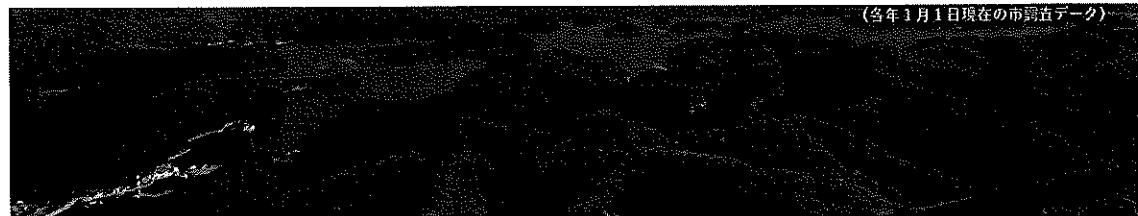
●回復の兆し

新型コロナウイルス感染症の収束に伴う国際航路の再開により、令和 5 年 119,168 人と、
ピーク時の水準には及ばないものの回復傾向である。

③外国資本による土地家屋の取得状況について

対馬市の総面積（約 708 km²）に占める割合は、平成 20 年 0.0021%から令和 7 年 0.0013%
と減少している。しかし正確に把握することは難しいのが実態である。近年では高齢化が進
み、民宿等の売却、あるいは賃貸にする方々が多くなってきている。

年（※は年度）	※平成20年度	平成31年	令和4年	令和7年			
種 別	—	筆数	地籍 (㎡)	筆数	地籍 (㎡)	筆数	地籍 (㎡)
宅地	—	104	59,269	137	68,916	129	54,236
農地	—	0	0	0	0	10	5,433
森林（山林、保安林）	—	52	91,852	54	94,038	34	28,743
その他の土地	—	19	8,688	21	9,907	9	1,596
計	151,500	175	159,809	212	172,861	182	90,008
対馬市の総面積 （約708km ² ）に占める割合	0.021%	—	0.022%	—	0.024%	—	0.013%
長崎県と市が連携し調査したデータ（H31,R4,R7は1月1日現在の市調査データ）							
年度	平成31年		令和4年		令和7年		
種別	軒数	床面積（㎡）	軒数	床面積（㎡）	軒数	床面積（㎡）	
建物	200	2,617	220	29,670	146	17,561	



(令和 7 年 1 月 1 日現在の市調査データ)

④市内の影響について

外国人による土地取得は地域経済的な恩恵をもたらす可能性がある一方で住民生活、環
境、安全保障など多岐にわたる課題を抱える。

【ポジティブ要素】

経済の活性化：外国人が土地を購入し、あらたなビジネス（宿泊施設、飲食施設等）を展
開することで、地域経済が活性化し、雇用が創出される。インバウンド観光の促進にも寄

与し、地域全体の消費拡大に貢献する。

【懸念される要素】

- 地域社会との摩擦：文化や習慣の違いから、地域住民と外国人所有者との間でコミュニケーションや理解不足による摩擦が生じる。特に近隣への騒音問題が多い。
- 実態把握の困難：外国人の土地取得の実態把握が困難である。
- 災害時の対応：災害発生時における外国人居住者への情報提供や避難誘導、安否確認等が言語や文化の違いにより対応が難しくなることが想定される。
- 土地利用の規制の難しさ：水源地や森林等、地域の重要な資源が外国資本に買収された場合、その利用方法について市が介入しにくい。

⑤これまでの対応・対策について

『我が国の領海等の保全を図る上で有人国境離島地域の保全と地域社会の維持が極めて重要』

- 平成 28 年議員立法で、有人国境離島地域の保全及び特定有人離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（「有人国境離島法」）が成立。

有人国境離島地域の保全	特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持
1 国の行政機関の施設の設置 ・戦略的海上保安体制構築、自衛隊部隊の増強等 2 国による土地の買取り等 ・国の行政機関の施設の設置等に必要土地の買取り等 ・土地所有の状況把握 3 港湾等の整備 ・活動拠点としての機能を維持する上で重要な港湾、漁港、空港及び道路の整備 4 外国船舶による不法入国等の戦略的海上保安体制構築 ・自衛隊の装備品の能力向上等 ・漁業者と協力し外国漁船の違法操業への監視等 5 広域の見地からの連携 ・災害等を想定し、本土も含めた関係機関が連携した訓練の実施	1 航路・航空路運賃の低廉化 ・住民運賃の低廉化 2 物資の費用の負担の軽減 ・ガソリン流通コストへの支援を継続 ・農水産品等の出荷等に係る輸送コストの低廉化 3 雇用機会の拡充 ○農林水産業の再生 ・輸送コスト低廉化、地域商社設立による農水産品等のブランド化、販路拡大 ・冷凍・乾燥・活魚輸送等による付加価値向上 ・新規就業者対策など担い手確保・育成対策 ○創業・事業拡大等の促進 ・民間事業者等の創業・事業拡大の支援 ・漁業集落が進める雇用創出（漁業又は海業）に係る取組を支援等 4 滞在型観光の促進 ・「もう一泊」したいと旅行者に思わせる、島ならではの食や体験など着地型観光の充実、旅行商品等の企画、販売促進

- 「土地等利用状況審議会」の設置（第 14～20 条）

- ・生活関連施設に係る政令の制定・改廃、区域の指定、勧告の実施等に当たり意見聴取。
- ・施行日（附則第 1 条）：基本方針、審議会→令和 4 年 6 月 1 日
区域の指定、調査、利用規制、事前届出等→
令和 4 年 9 月 20 日
- ・見直し（附則第 2 条）：法律の施行後 5 年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは必要な措置を講ずる。

⑥今後の取組と課題について

- 法的枠組みの活用

【重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行（「重要土地等調査法」）】

○対馬市における外国人による土地購入問題は日本の安全保障上の懸念から長年議論

されてきた問題。

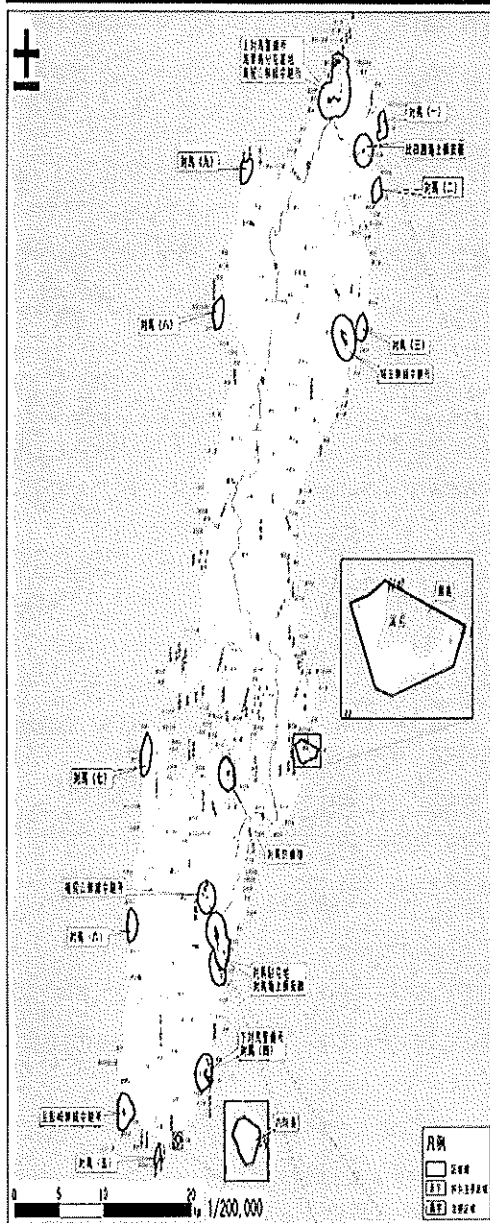
○国において「重要土地等調査法」が令和3年6月に公布され、令和4年9月に全面施行されたことで、規制への大きなきっかけの一つになった。

- ・安全保障上の重要施設（防衛関係施設、海上保安庁の施設、一部の生活関連施設等）の機能維持。
- ・国境離島等の離島機能維持。

上記施設の周辺や国境離島等の区域における土地・建物の利用状況を調査し、その機能を阻害する不適切な利用を防止・規制する。

■対馬市は「注視区域」、「特別注視区域」に指定されている■

対馬市における区域全図（19区域）



この地図は、対馬市が作成したものであり、正確性を保証するものではありません。また、地図上に記載した内容は、必ずしも最新の状況と一致するものではありません。

1 注視区域（11区域）

重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等（土地及び建物）が機能阻害行為（重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為）の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定

2 特別注視区域（11区域）

上対馬警備所・海栗島分屯基地・高麗山無線中継所・城岳無線中継所・黒島・対馬防備隊・対馬駐屯地、権現山無線中継所・下対馬警備所・豆岐崎無線中継所・内院島

注視区域に係る重要施設が特定重要施設である場合又は注視区域に係る国境離島等が特定国境離島等である場合には、当該注視区域を特別注視区域として指定

※特別注視区域内にある一定面積以上の土地及び建物に関する所有権又はその取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結する場合には、契約の当事者（売主及び買主の双方）は、法令に定められた事項を内閣総理大臣に届出

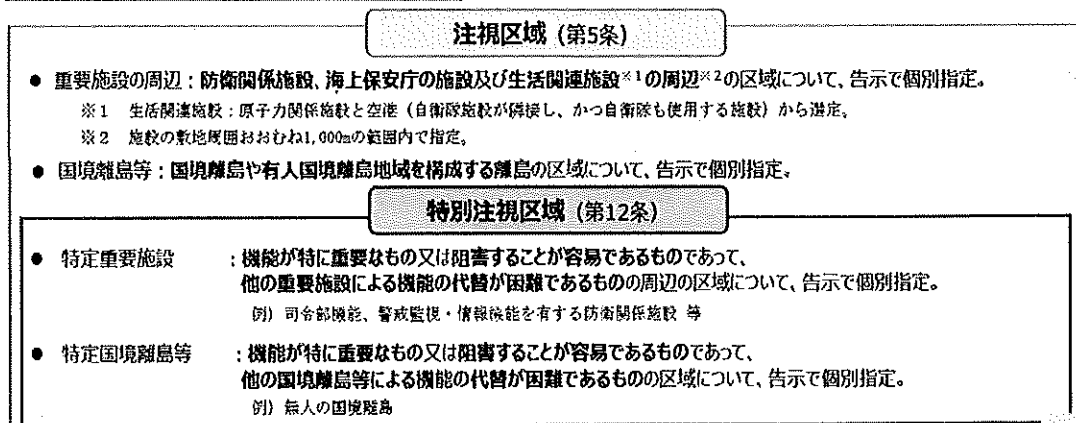
【重要土地等調査法の概要】

重要土地施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

目的／基本方針の閣議決定 等

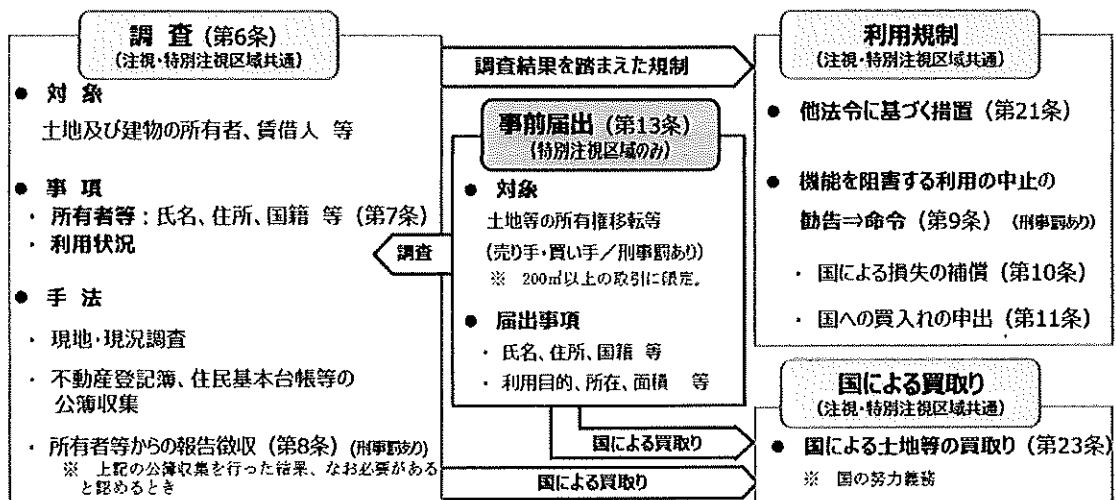
- **目的（第1条）**：重要施設（防衛関係施設等）及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止
- **基本方針（第4条）**：①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向
②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）
③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項（勧告及び命令に係る行為の具体的内容に関する事項を含む。）等
- **留意事項（第3条）**：この法律に基づく措置は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない。

対象区域及び調査・規制の枠組み



● 法律により影響と課題

- ・ 規制範囲の限定性：規制対象となる区域が限定的（水源地、農地、森林等は対象区域外）である。なお注視区域や特別注視区域の中にも韓国系の飲食店が既に点在している状況である。
- ・ 規制レベル：土地の所有自体を規制するものではなく、機能阻害行為があった場合に勧告・命令を行うというレベルにとどまっている。



※外国人土地購入問題は、この重要土地等調査法によって、国が直接関与し、安全保障上の懸念に対応するための枠組みが出来たという点で大きな転換点である。

引き続き法律の運用状況や実効性を注目しながら、市の関係部局（税務・観光部局等）と連携を図り、情報収集を行い、併せて必要に応じ国・県と情報共有をしつつ、連携を図りたい。

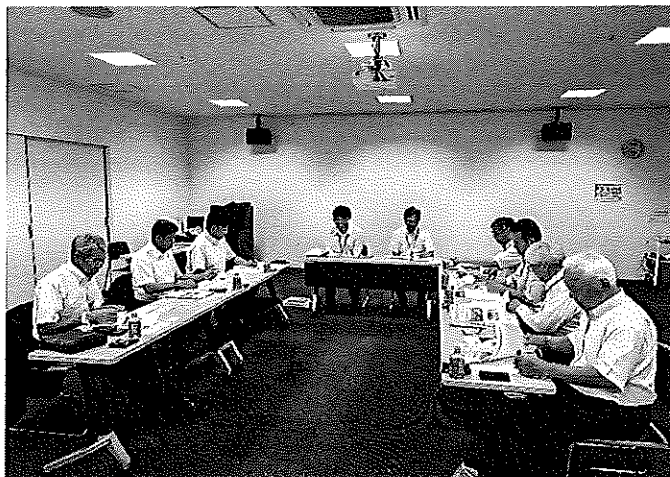
⑦質疑 ※一部抜粋

Q：閉鎖した真珠養殖工場の土地を市で購入することは考えなかったのか。

A：市で購入を検討したが、購入目的と予算面で断念した。そもそも国防ではないかと考える。

Q：水源地、森林、農地の購入規制がないと不安ではないか。

A：重要な課題であるため時限立法の改正時に検討するように申し入れる。



Q：市民と外国人観光客、外国人居住者とのトラブルはないのか。

A：習慣や文化の違いでトラブルはある。しかし観光産業へのメリットが大きいため複雑な問題でもある。

Q：今後の観光戦略も韓国人観光客をターゲットで推し進めていくのか。

A：これまでは韓国人観光客一辺倒で観光戦略を展開してきたが、今後は、韓国人観光客 20 万人、日本人観光客 10 万人を目指して国内にもプロモーションをかけていく。

Q：外国人による土地家屋の購入に対する市民感情はどうか。

A：外国人によって購入された土地や家屋は新しい事業展開がされ地域経済の活性化や雇用確保につながっており市民は歓迎していると思う。島外の皆さんが敏感に感じているような気がする。

⑧所感

対馬市の視察を受け、問題や課題等は、自治体レベルでは到底解決できるものではなく、やはり国策ではないかと強く感じた。

新潟県において外国人による土地取得で注目されたのは、2012 年、新潟市で中国総領事館に民有地が売却された時であった。

新潟市に中国総領事館が開設されたのは 2010 年 6 月、当初はコンベンションホールの朱鷺メッセに併設された万代島ビルの 20 階に事務所を構えていた。韓国とロシアの総領事館もここに入居している。しかし、そのわずか 2 カ月後に中国は、新潟駅からわずか 500 メートルの中心街に位置する約 5000 坪に及ぶ旧万代小学校跡地の買収を新潟市に打診し、新潟

市は売却に向けて住民説明会を開催するなど前向きな対応を行った。

当初は住民からの反応は鈍かったものの、9月に沖縄県尖閣諸島沖中国漁船衝突事件が起きたことなどから反対運動が活発化し、新潟市議会が土地の売却方針を見直す請願を採択したことによって、11年3月、新潟市は売却を事実上断念した。

このように土地売却問題は、いったんは棚上げになった感もあったが、その後、新潟県庁近くの5000坪の民有地が中国側に売却された。同時期、名古屋でも中国総領事館に国有地を売却する動きがあったが、こちらは一応止まった。

中国では外国政府にも企業にも、そして個人にも土地の売却は許されていない。中国にある日本の大使館や領事館の土地はすべて賃貸借である。日本と中国との間では相互主義にはなっていないのである。なお、アメリカでは、外交使節団法が相互主義を原則としているため、中国政府による土地所有は認められていない。

総領事館など在外公館の敷地内は日本の法律が及ばない治外法権の世界である。20人足らずの職員しかいない総領事館に、5,000坪の広大な土地が、なぜ必要なのかという疑問も残る。警備の面でも中国総領事館の土地取得は日本側に大きな負担を強いることになる。

今回視察した対馬市では、韓国資本の土地買い占め等で注目されるようになった。そこで有人国境離島法や重要土地等調査法等の国が直接関与し、安全保障上の懸念に対応する枠組みが出来た。

現在、土地問題は、全国各地の水源地や米軍や自衛隊の基地周辺、国境が間近な離島の土地などで、外国資本による土地の買い占めが顕在化してきている。

わが国では、事後の届け出のみが義務付けられている。土地の買い占めに危機感を抱いた一部の地方自治体では事前の届け出を義務化するなどの動きが出ているが、焼け石に水の感は否めない。どの程度、外国資本によって日本の土地が買われているか、正直なところ正確な把握が難しいのは、対馬市の視察でも感じた。

諸外国では外国資本の農地の買収に政府が規制を設けるなど積極的な対応がなされているところが多い。特に中国や中東の資本による大規模な土地の買い占めには反発も広がっている。かつて中国資本家がアイスランドの300平方キロメートルの土地を買い占めようとしたことに対して、政府が不許可にしたケースがあった。

国益を損なわないためにも、外国政府だけでなく、外国資本の土地の取得に対しても包括的な対策を行うことが急務である。具体的には外国政府に対しては相互主義の徹底を基本とし、外国資本に対しては水源地や基地周辺など国益上重要と考えられる土地の取得についての許可制や禁止区域を設けるなどの規制を設けるべきであるとする。

スノーリゾートが盛んな当市は、外国資本のターゲットになっている。すでに外国資本が投じられている土地や家屋があるかもしれない。早急に時代に合った形で全面的に見直し、実効性のあるものとするを国・県に働きかけ、当市で規制できるところは規制を考えることが望まれると感じた。

以上、
報告書作成者 目黒哲也

視察（3） 長崎県対馬市

「外国人による土地家屋の取得の実態について」

報告書作成者 塩川裕紀

■対馬市の概要

対馬市は九州の最北端に位置し、福岡までは海路 138Km、釜山まではわずか 49.5Km である。

面積は 707.42 km²と日本で 3 番目に大きい島であり、面積の約 9 割山地である。南北に 82Km、東西に 18Km、海岸延長は 915Km で、6 つの有人島と 102 の無人島からなっている。

1 外国人の土地所有に関する過去の報道等

平成 20 年 4 月 特集「対馬が危ない」週刊新潮が掲載

平成 20 年 10 月 「対馬が危ない」を産経新聞が掲載

対馬の「韓国化」を阻止せよ（祖国と青年
20 年 10 月号）

国境の島対馬が危ない（日本の息吹 10 月号
日本会議地方議員連盟）

平成 20 年 11 月 外国資本買い占め規制を産経新聞が掲載

平成 20 年 12 月 超党派国会議員対馬視察 13 名

平成 21 年 1 月 自民党総研対馬視察

衆議院調査局外務調査室対馬視察

平成 21 年 6 月 「防人の島新法制定へたたき台」産経新聞掲載

※この時期、全国放送のテレビで放映があり、全国の自治体からの行政視察で対馬に来島され、国境の島「対馬」が一躍注目の的となった。

2 対馬市の観光動向

○令和元年7月以前は、韓国人観光客の需要によりインバウンド一辺

倒で、観光関連産業も賑わっていた。

○令和元年7月の日本政府による半導体材料の韓国への輸出規制強化などをきっかけとした日韓関係の悪化により、韓国人観光客は激減し、これに加え、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の影響により、観光入込客数は減少に転じ、約3か年にわたり観光産業は大きな痛手を受けた。

○令和5年2月には比田勝港と釜山間の国際航路が再開し、さらに令和6年4月には厳原港と釜山間の国際航路が約5年ぶりに再開され、これらの航路再開により、徐々に回復の兆しが見えている。

○課題は、国政に左右されにくい観光のあり方をはじめ、国内客の誘致に向けた取り組みが必要である。

3 外国資本による土地家屋の取得状況について

年度	平成31年		令和4年		令和7年	
種別	軒数	床面積 (㎡)	軒数	床面積 (㎡)	軒数	床面積 (㎡)
建物	200	2,617	220	29,670	146	17,561

(各年1月1日現在の市調査データ)

4 市内の影響について

外国人による土地取得は、地域経済的な恩恵をもたらす可能性がある一方で、住民生活、環境、安全保障など多岐にわたる課題を抱える。

◇ポジティブ要素

経済の活性化

- ・外国人が土地を購入し、新たなビジネス（宿泊施設、飲食店など）を展開することで、地域経済が活性化し、雇用が創出される。
- ・インバウンド観光の促進にも寄与し、地域全体の消費拡大に貢献する。

◇懸念される要素

地域社会との摩擦

- ・文化や習慣の違いから、地域住民と外国人所有者との間でコミュニケーションや理解不足による摩擦が生じる。(近隣への騒音問題など)

実態把握の困難

- ・外国人の土地取得の実態把握が困難である。

災害時の対応

- ・災害発生時における外国人居住者への情報提供や避難誘導、安否確認などが、言語や文化の違いにより対応が難しくなることが想定される。

土地利用の規制の難しさ

- ・水源地や森林など、地域の重要な資源が外国資本に買収された場合、その利用方法について市が介入しにくい。

5 これまでの対応・対策について

～我が国の領海等の保全を図る上で有人国境離島地域の保全と地域社会の維持が極めて重要～

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域の係る地域社会の維持に関する特別措置法（「有人国境離島法」）が成立！

（平成28年4月議員立法）

◆有人国境離島地域の保全

① 国の行政機関の施設の設置

- ・戦略的海上保安体制の構築、自衛隊部隊の増強等

② 国による土地の買取り等

- ・国の行政機関の施設等に必要な土地の買取り等
- ・土地所有の状況把握

③ 港湾等の整備

- ・活動拠点としての機能を維持する上で重要な港湾、漁港、空港及び道路の整備

④ 外国船舶による不法入国等の戦略的海上保安体制構築

- ・ 自衛隊の装備品の能力向上等
- ・ 漁業者と協力し外国漁船の違法操業への監視等

⑤ 広域の見地からの連携

- ・ 災害等を想定し、本土も含めた関係機関が連携した訓練の実施

◆特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持

① 航路・航空路運賃の低廉化

- ・ 住民運賃の低廉化

② 物資の費用の負担軽減

- ・ ガソリン流通コストへの支援を継続
- ・ 農水産品等の出荷等に係る輸送コストの低廉化

③ 雇用機会の拡充

○農林水産業の再生

- ・ 輸送コスト低廉化、地域商社設立による農水産品等のブランド化、販路拡大
- ・ 冷凍・乾燥・活魚輸送等による付加価値向上
- ・ 新規就業者対策など担い手確保・育成対策

○創業・事業拡大等の促進

- ・ 民間事業者等の創業・事業拡大の支援
- ・ 漁業集落が進める雇用創出（漁業又は海業）に係る取組を支援

④ 滞在型観光の促進

- ・ 「もう一泊」したいと旅行者に思わせる、島ならではの食や体験など着地型観光の充実、旅行商品等の企画、販売促進

6 今後の取組みと課題について

法的枠組みの活用

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行（重要土地等調査法）

○対馬市における外国人による土地購入問題は、日本の安全保障上の懸念から長年議論されてきた問題

○国において「重要土地調査法」が令和3年6月に公布され、令和4年9月に全面施行されたことで、規制への大きなきっかけの一つとなった。

- ・安全保障上の重要施設（防衛関係施設、海上保安庁の施設、一部の生活関連施設など）の機能維持
- ・国境離島等の離島機能維持

上記施設の周辺や国境離島等の区域における土地・建物の利用状況を調査し、その機能を阻害する不適切な利用を防止・規制する。

※対馬市は「注視区域」、「特別注視区域」に指定されている。

法律による影響と課題

規制範囲の限定性

- ・規制対象となる区域が限定的（水源地、農地、森林などは対象区域外）である。なお、注視区域や特別注視区域の中にも、韓国系の飲食店が既に点在している状況である。

規制レベル

- ・土地の所有自体を規制するものではなく、機能阻害行為があった場合に勧告・命令を行うというレベルにとどまっている。

○外国人土地購入問題は、この重要土地等調査法によって、国が直接関与し、安全保障上の懸念に対するための枠組みができたという点で、大きな転換点である。

○対馬市では、引き続き、法律の運用状況や実効性を注目しながら、市の関係部局（税務・観光部局等）と連携を図り、情報収集を行い併せて必要に応じ国・県と情報共有をしつつ、連携を図りたい。

所感

現状等の説明を受ける中で、対馬市の住民たちはインバウンド観光客で地域経済が潤うことがありがたいということであった。

外国人の土地所有については問題意識があるが、私たちが考えるほど切迫した状況ではないようである。

やはり、この問題は地方自治体ではなく、しっかりと早急に国で法整備をして、国益を損なわないように安全保障上の整備をしっかりと進めていただきたい。



以上 報告書作成者 塩川裕紀

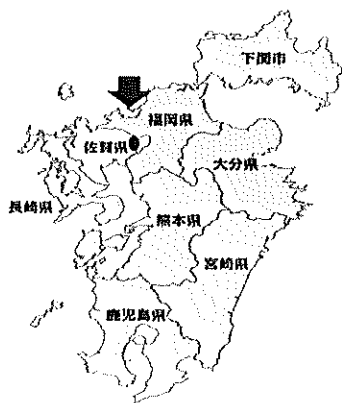
視察（４）佐賀県吉野ヶ里町 松隈地域づくり株式会社

報告書作成者 清塚 武敏

調査目的 松隈小水力発電所
「小水力発電で自立した持続可能な地域づくり」

説明者 松隈地域づくり株式会社 代表 多良正裕氏

・松隈地区の現状



佐賀県吉野ヶ里町松隈地区は、県の北東部の中山間地に位置し標高80mで、世帯数40戸、115人が暮らす集落で、高齢化率約45%（5年前41%）と進み、5年先には支援の必要な世帯が増えるなど多くの課題も抱えている。

農業離れが進み稲作農家は3戸まで減少して、周辺は休耕田や荒廃田が目立ち、農地や山林の保全、道路、水路の維持管理が困難となるなど、中山間地域特有の課題が山積し対策が切迫していた。

これらの課題解決を行政に委ねるだけでなく、持続可能な自立できる集落づくりに取り組むためには財源の確保が重要と、大正、昭和の時代同地区で稼働していた水力発電所に倣い、集落内の用水路に着目。小水力発電事業の可能性を探るために、全国の小水力発電所の情報収集に取り組んでいた。

・小水力発電の取組み

「松隈地域小水力発電所」30kW と小規模発電ながらもコストを抑え、小さな集落でも始めやすい事業を確立。

佐賀県は2018年に「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」を策定。その中の一つに小水力発電事業があり、事業採算性がある30KW発電「佐賀モデル」の確立を選定、モデル地区絞り込みが進む中、松隈地区も候補地となり、県の実証実験の打診を受け、「小水力発電佐賀モデル」の実証事業に取り組む。

・資金調達

再生可能エネルギー固定買取制度を活用し行政の補助は受けない。

事業費総額は約 5,900 万円、日本政策金融公庫より 4,700 万円を融資
(事業費の 8 割 無担保) 残り 1,200 万円 (松隈地区より借りれ)

融資を受ける要件として、法人設立と融資枠の広い農政関係からの借入を行うために農業振興へ取り組むことが条件となった。

松隈地域づくり(株) 代表 多良正裕氏



・松隈地域づくり株式会社設立

会社名「松隈地域づくり株式会社」を2019年（令和1年）10月設立

資本金18万円 役員4人（役員無報酬、6年目から代表3.5万円役員2万円）

株主：全集落40戸で発足

法人設立には「農業組合」「水利組合」を検討したが、稲作農家が3戸と少なく、新たに農業に従事する農家も望めないことから、全戸株主の株式会社を設立した。

・発電所建設と事業の成果

2020年経済産業大臣「再生可能エネルギー発電事業計画」認定。同年11月9日より発電開始。当初売電目標金額700万円を大きく上回り、年間800万円を達成。（電力会社からは消費税含む単価の37円で入金、1,000万円以下でインボイスに該当せず約60万円が加算）

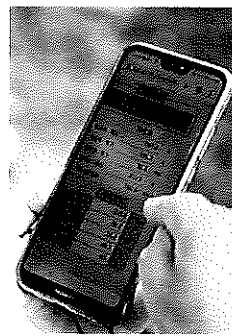
小水力発電30KWでも十分採算性がある事を実証できた。

※現在では、経費高騰のため出力40KWが求められる。現在の設備でも可能

・施設管理と状況把握

維持管理で一番大変な課題は、取水口の落ち葉やゴミの除去であるが、取水口からヘッドタンクへの落ち葉対策では、フィルターが目詰まり状態を水圧の変化で感知し自動で対処するように設計されている。役員による落ち葉の除去作業は殆どない。砂掃き作業は役員数人で約1時間程度である。

日々の管理は、発電所に関係した企業や電気保安協会など維持管理に関する企業と日々の稼働状況をインターネットにより共有、携帯などで状況把握はリアルタイムで対応できるシステムのため、管理者としての時間拘束は殆どない。



携帯で発電量などの情報がいつでも見られる。

・収益を活用した取り組み

年間売電額約800万円、償還・諸経費約700万円（地域へ水利権使用料100万円含む）となり、会社利益は90万円、これまで年間120万円の地区予算に毎年190万円が加算されることになった。この予算が地区の課題解決と持続可能な地域づくりを目指し、収益金は地区内へ還元する取り組みを行っている。

- ① 5年、10年先を考えた取り組み「SDGs誰ひとり取り残さない」地域づくりを目指し
思いやりと自立した集落づくり、有料ボランティア制度の取組

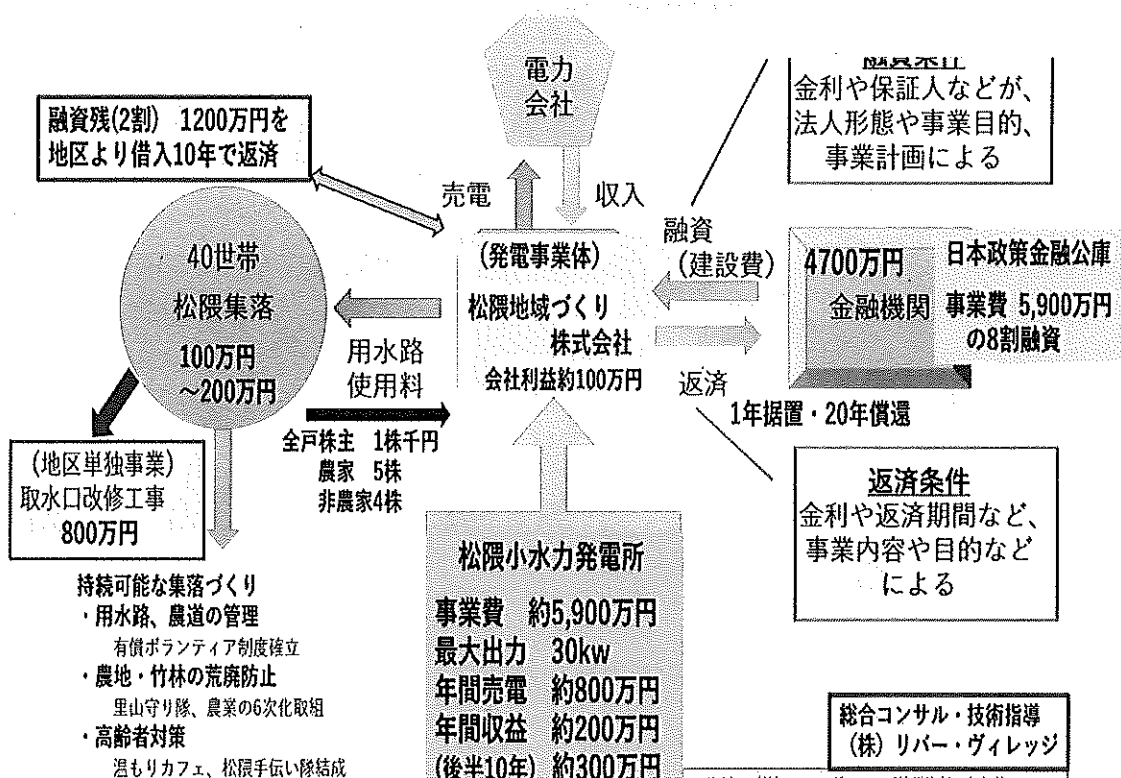
② 個人の困りごとや地域の課題をみんなで解決する地域づくりの実現に向けた取り組み

松隈地区の取組事業概要

- 1、目的 10年、20年先を考えた地域づくりを目指す（株式会社からの100～200万円の活用を考える）
全員参加の地域づくり、有償ボランティア制度の確立と「助けて」と言える住み良い環境づくりを目指す
- 2、取組
 - ①地区負担金軽減 ②公役賃金改定(県最低賃金以上) ③男女賃金格差解消 ④高齢者等の作業参加(認知症予防対策)
 - (実施中) ⑤デマンドタクシー補助(週一回利用1年分) ⑥男子の料理教室 ⑦老人クラブ活動補助(ボランティア活動支援・旅行補助)
 - ⑧公民館に座椅子、マイク設備(ひざ痛、難聴など高齢者対策) ⑨傾斜地除草作業軽減(アジサイの苗作り5年計画)
 - ⑩ミツバチに優しい里づくり(休耕田にレンゲソウ・菜の花栽培、県養蜂協会と連携し特産化を目指す)
 - ⑪乗用草刈り機、トラクター等共同使用管理(燃料、作業賃金補助地区負担) ⑫みんなの農園(老人クラブ共同作業)

ラン栽培、日本茶栽培発祥の地保存と荒廃茶園再生…クラウドファンディング取組

⑬移住促進(空き家対策進行中)
- 3、これからの取組
 - (1)「温もりカフェ」開設
 - ①気軽に集まる居場所づくり(公民館・古民家活用) 趣味、学習、健康体操等
 - ②みんなの食堂 食事を共にする機会を増やす・・・ ①②活動諸経費は地区負担、5人以上集まれば成立
 - (2)「松隈手伝い隊」結成…お互い助け合い、支え合う地域づくり(気軽に相談できる窓口開設)…令和6年度開設予定(経費半額地区負担)
 - ①重い物運び、ゴミ出し、電球取り換えなど軽微な作業の依頼 ②買い物、通院手伝い
 - (3)「里山守り隊」結成…地区内の農地活用や竹林の維持管理(隊員登録と地区外隊員加入促進)…(燃料費補助)
 - ①貸農園 ②竹林管理(観光タケノコ、県内産地と連携しメンマ作り取組)
 - (4) その他
 - ①カーシェアリングの取組など



【所感】

地域の自然エネルギー資源を有効利用し、小水力発電を事業化して、地域の活性化につなげていくという壮大なプロジェクトが、わずか世帯数 40 戸、約 115 人ほどの小さな集落で行われていることに驚いた。また、このプロジェクトには欠かせない人物がいる。代表の多良正裕氏である。元町議、元町長という経歴と行政に精通する経験と実績、また穏やかな口調ながらも、熱く行動する。次世代へ共有財産を継承し誰ひとり取り残さない地域づくりを目指し「売電収入で地域の自立を目指す」と掲げ、夢ではなく目標として現実的に計画され実行していく。このようなプロジェクトの陰には強力な推進力のあるリーダーの存在が必要だと改めて感じた。

南魚沼市でも佐賀モデル的な小水力発電ができる場所があるのか調査したいと思った。特に発電の適地を見つけるための調査費用について公的な負担があると大変助かるとの話があった。地域を面的に調査して、水量や水利権の状況、落差などの基本的な情報を整理する作業を自治体が行ってもらえれば、多くの同様の事業を発掘できる。小水力発電所建設に伴う可能性調査は佐賀県が負担していて地元負担はない。新潟県ではあるのか。経済産業省では、令和 6 年度補正予算「中小水力発電自治体主導型案件創出調査等支援事業費」を実施する補助事業者を募集していたが、令和 7 年度以降もあるか注視したい。

これからは少子高齢化を迎えていく中で、積極的に地域の生活支援体制の整備を整えるために「松隈お助け隊」、「里山見守り隊」などを立ち上げ、これから発生すると思われる買い物支援・病院への送迎など家族に代わりできるような取り組みや認知症対策と運動不足解消のために、自宅から出て人と話す機会を増やす対策「温もりカフェ」など、数えきれない事業を行っている。自立した持続可能な地域づくりとしても大変参考になる研修であった。

以上

報告書作成者 清塚武敏



左のコンテナが小水力発電施設



水路の途中にある分岐点「ヘッドタンク」では、落ち葉などのゴミを流水の力で取り除く構造